

平成19年12月7日



第一生命保険相互会社(社長 斎藤 勝利)では、平成19年12月27日より、無配当総合医療特約「わんつーメディカル」等から新総合医療特約D「医のいちばん」等への特約変更を実施いたします。

当社では、平成19年4月2日より、以下の新特約を発売し、発売以来ご好評をいただいております。

ケガや病気による入院について1日以上入院(日帰り入院を含む)から入院給付金をお支払いするとともに、手術給付の対象を原則として入院中手術・外来手術を問わず公的医療保険制度に連動させるわかりやすい給付内容<sup>(注)</sup>が特長である新総合医療特約D「医のいちばん」  
生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患または脳疾患)による入院について、1日以上入院(日帰り入院を含む)から給付金をお支払いする新生活習慣病特約D  
乳がんや子宮筋腫などの特定の疾病による入院について、1日以上入院(日帰り入院を含む)から給付金をお支払いする新女性医療特約D

こうしたなか、ご契約者の医療保障ニーズに、より柔軟に対応すべく、無配当総合医療特約「わんつーメディカル」等の旧特約について、上記の新特約に変更する取扱いを実施するとともに、ご契約者へのご案内を開始いたします。

当社では、引き続き、お客さまの視点に立った商品・サービスのご提供をすすめていくとともに、保険金・給付金等を適切にお支払いするという生命保険会社の使命にお応えしてまいります。

(注)たとえば、公的医療保険の対象となる手術の場合、創傷処理・皮膚切開術などお支払いの対象とならないものがあります。

## 特約変更の主な取扱

ご契約者からのお申出により、以下の特約について、新特約への変更を取扱います。

変更前の特約（旧特約）	変更後の特約（新特約）
無配当疾病特約 疾病特約D 無配当総合医療特約「わんつーメディカル」 総合医療特約D「わんつーメディカル」	新総合医療特約D「医のいちばん」
無配当成人病特約 成人病特約D 無配当生活習慣病特約 生活習慣病特約D	新生活習慣病特約D
無配当女性特定疾病入院特約 女性特定疾病入院特約D 無配当女性医療特約 女性医療特約D	新女性医療特約D
無配当通院特約 無配当通院特約（H14）	通院特約D
無配当入院時保険料相当額給付特約 無配当入院時保険料相当額給付特約（H14）	入院時保険料相当額給付特約D

特約変更をする場合には、年齢・健康状態など所定の条件を満たすことが必要です。また保険料の払込が免除されている契約、保険料前納中の契約など、ご契約内容等によっては特約変更ができない場合があります。

旧特約を新特約へ変更する場合、あらためて告知が必要です。

旧特約を新特約へ変更する場合、特約保険料が変更になります。また、所定の金額を一時金でお申込みいただく場合があります。

旧特約のうちのいずれかを新特約に変更する場合には、同一契約に付加されている他の旧特約についてもあわせて新特約に変更する必要があります。

変更前の特約で既に給付金をお支払いしているときは、変更後の特約のお支払限度に算入します。

特約変更の申出の際、ご契約者さまに、新総合医療特約D「医のいちばん」、新生活習慣病特約D、新女性医療特約Dにおける入院給付金の支払限度の型（120日型または240日型）を指定していただきます。なお、それぞれの新特約の入院給付金の支払限度の型は同一とします。

無配当疾病特約または疾病特約Dから新総合医療特約D「医のいちばん」への特約変更の場合には、旧特約に無配当災害入院特約または災害入院特約Dがあわせて付加されている必要があります。なお、特約変更をした場合、無配当災害入院特約または災害入院特約Dは新特約の責任開始期に消滅します。

通院特約Dまたは入院時保険料相当額給付特約Dへの変更は、無配当疾病特約、疾病特約D、無配当総合医療特約「わんつーメディカル」または総合医療特約D「わんつーメディカル」を新総合医療特約D「医のいちばん」に変更する場合に限り取扱います。

たとえば、1回の入院の入院給付金のお支払限度が短くなる場合や、同じ事由であっても変更後の特約では給付金をお支払いできない場合があるなど、特約変更によっては不利益となる場合があります。

以上

この資料は特約変更の概要を説明したものです。

ご検討にあたっては、変更前後のお客さまのご契約内容について会社所定の資料を必ずご覧ください。また、特約変更の際には変更後の特約の「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。